



※このニュースは特許業務法人高田・高橋国際特許事務所が
随時お送りするニュースレターです。

特許・商標関係料金、引き下げへ！

本日4月18日に、「特許法等の一部を改正する法律」が公布され、特許関係料金、商標関係料金が引き下げられることとなりました。

改正法施行日は6月1日に想定されています。施行日以降は、特許料は平均12%、商標関係料金は平均43%引き下げられます。

なお、4月1日以降に特許（商標登録）査定が送達されている件については、納付期限の期間延長請求をすることで、新料金を適用させることが可能です。

■■改正法施行日（6月1日予定）以降に引き下げ対象となる特許料等の新旧比較（抜粋）

1) 特許料（昭和63年以降の出願、かつ平成16年4月1日以降に審査請求を行う出願）

	現行料金	新料金
第1年～第3年	2,600+請求項数×200円	2,300+請求項数×200円
第4年～第6年	8,100+請求項数×600円	7,100+請求項数×500円
第7年～第9年	24,300+請求項数×1,900円	21,400+請求項数×1,700円
第10年以降	81,200+請求項数×6,400円	61,600+請求項数×4,800円

2) 商標登録料、商標更新登録料

2-1) 商標設定登録料

	現行料金	新料金
商標登録出願	区分数×66,000円	区分数×37,600円
商標登録出願（分納）	区分数×44,000円	区分数×21,900円

2-2) 商標更新登録料

	現行料金	新料金
商標登録出願	区分数×151,000円	区分数×48,500円
商標登録出願（分納）	区分数×101,000円	区分数×28,300円

3) 特許・商標出願料（特許法等関係手数料令（政令）により改定予定）

	現行料金	新料金（案）
特許出願	16,000円	15,000円
商標登録出願	6,000+区分数×15,000円	3,400+区分数×8,600円

■ ■ 設定時の特許料・商標登録料納付期間の期間延長制度の利用

特許査定時の特許料、商標登録査定時の商標登録料（更新登録料を除く）の納付期間は、特許（登録）査定の日から30日ですが、出願人または代理人が期間延長請求書を特許庁へ提出することにより、納付期間を更に30日間延長することが可能です。

例えば、納付期限が5月10日のものは、期間延長請求により6月9日まで納付期限を延長することが出来ます。この場合、改正法施行日の6月1日以降に登録料を納付した場合は、引き下げ料金（新料金）が適用されます。

■ ■ 料金引き下げ前後における費用比較

特許（権利を10年間維持）	<現在> 49万円	<改定後> 44万円
特許（権利を20年間維持）	<現在> 168万円	<改定後> 134万円
商標（権利を10年間維持）	<現在> 13万円	<改定後> 7万円

上記試算は、特許については出願料・審査請求料・特許料、商標については、出願料・設定登録料（10年一括）をもとに試算。

■ ■ 特許関係料金の見直し背景

研究開発費増大に伴うコスト回収の必要性の増大から、特許料引き下げに対する企業ニーズが高まっていました。また、ブランド等の経済価値の高まりに伴い、商標更新登録料についても同様に、料金引き下げのニーズが高まっていました。

特許庁では、特許特別会計の将来的な収支見直しを行ない、特許料収入増、及び、新システム導入による経費削減により、今後、収入が支出を上回る見込みが予測されました。

上記収支見直し結果から、特許部門では、中小企業の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引き下げを含む料金引き下げ、商標部門では、更新登録料の重点的引き下げを含む全体的な料金引き下げに至りました。

◆本情報をご不要の方は、下欄にご記入及びチェックのうえ、FAXでご返信ください。

情報ストップ希望

会社名：

理由： 不要 その他（ ）

特許業務法人高田・高橋国際特許事務所

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20 インテック88ビル5階

TEL: 03-5379-3088

FAX: 03-5379-7616

E-mail: office@takada-pat.com HP: http://www.takada-pat.com